

議提第4号

「子ども・子育て新システム」における保育制度の見直しを求める
意見書

会議規則第14条の規定により、「子ども・子育て新システム」における
保育制度の見直しを求める意見書を次のとおり提出する。

平成23年12月16日 提出

提出者	北本市議會議員	湯澤美恵子
賛成者	北本市議會議員	中村洋治
賛成者	北本市議會議員	高橋伸治
賛成者	北本市議會議員	現王園孝昭
賛成者	北本市議會議員	高橋節子

北本市議會議長 加藤勝明様

「子ども・子育て新システム」における保育制度の見直しを求める意見書

現行の保育制度は、国や市町村が保育の実施義務を負うものと明確に位置づけ、最低基準により全国どこの地域においても保育が等しく保障され、保育料においても、保護者の所得格差が子どもたちの受ける保育の格差につながることのない「応能負担」を原則としている。

現在、国においては「子ども・子育て新システム」の具体的な仕組みの検討を行っているが、保育に関しては、保育の質の低下、保護者負担の増加及び保育従事者の処遇の低下を引き起こすおそれのある「保育の産業化」ではなく「児童福祉」として子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行うとともに、貧困や格差に対するセーフティネットとしての機能も含め、制度の充実をはかるべきである。

また、「幼保一元化」については、保育所と幼稚園は、目的、機能はもとより、開所・開園日数、保育時間、利用の仕組み、入園料及び保育料の設定等に関して、根本的な理由によって違いがあり、歴史的に築き上げた文化を激変させることは、現場の不安と混乱を招くことになる。

よって、国におかれでは、現場の声を反映した「子ども・子育て新システム」の見直しを早急に行い、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て、働き続けられる「保育制度」の拡充を図るよう、下記の事項を強く求める。

記

1. 児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を生かし、拡充すること
2. 国は、市町村が責任をもって待機児童解消に向けた取組みを行うことができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと
3. 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、適切な規模の子どもの育ちの場を確保すること

以上、地方自治法第9・9条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣